

平成20年
財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成20年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成21年2月10日

| | | |
|---------|-----|----|
| 東京都監査委員 | こいそ | 明 |
| 同 | 名取 | 憲彦 |
| 同 | 三栖 | 賢治 |
| 同 | 筆谷 | 勇 |
| 同 | 金子 | 庸子 |

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|-------|
| 第 1 | 監査の概要 | 1 |
| 第 2 | 補助金等交付団体別監査結果 | 9 |
| | 大島町及び八丈町 | 1 1 |
| | 大島町商工会及び八丈町商工会 | 1 5 |
| | 伊豆大島漁業協同組合及び八丈島漁業協同組合 | 1 8 |
| | 学校法人 9 0 団体 | 2 0 |
| | 東京商工会議所ほか 5 団体 | 3 5 |
| | 財団法人東京都体育協会 | 4 7 |
| | 社会福祉法人ナオミの会ほか 2 2 団体 | 5 3 |
| | 社会福祉法人江寿会ほか 2 2 団体 | 8 4 |
| | 財団法人東京都中小企業振興公社 | 1 2 6 |
| | 東京都薬剤師国民健康保険組合ほか 3 団体 | 1 4 1 |
| | 社会福祉法人日本点字図書館ほか 3 団体 | 1 4 5 |
| | 学校法人日本大学ほか 3 団体 | 1 5 0 |
| | 日暮里駅整備株式会社ほか 1 団体 | 1 6 5 |
| | 社団法人鉄道建築協会 | 1 6 8 |
| | 西東京バス株式会社 | 1 7 1 |
| | 社団法人東京都トラック協会 | 1 7 4 |
| | 特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会 | 1 7 8 |
| | 警視庁職員互助組合 | 1 8 3 |
| 第 3 | 出資団体別監査結果 | 1 8 7 |
| | 八丈島空港ターミナルビル株式会社 | 1 8 9 |
| | 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター | 1 9 9 |
| | 東京都住宅供給公社 | 2 1 6 |
| | 東京水道サービス株式会社 | 2 5 9 |
| | 株式会社はとバス | 2 7 5 |
| | 財団法人東京都新都市建設公社 | 2 8 9 |
| | 財団法人城北労働・福祉センター | 3 1 0 |

| | |
|------------------|-------|
| 財団法人東京都島しょ振興公社 | 3 2 3 |
| 財団法人東京都スポーツ文化事業団 | 3 3 5 |
| 財団法人東京しごと財団 | 3 6 4 |
| 日本自動車ターミナル株式会社 | 3 9 3 |
| 財団法人東京都環境整備公社 | 4 0 5 |
| 東京都道路公社 | 4 2 1 |
| 東京食肉市場株式会社 | 4 3 0 |

| | |
|----------------|--------------|
| 第4 団体索引 | 4 4 0 |
|----------------|--------------|

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金等を交付している団体について、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の指定管理者である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体168団体、出資団体14団体である。

（表3及び「第4 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

| 区 分 | 監査対象団体数 | 監査実施団体数 | 実施率 (%) |
|----------|---------|---------|---------|
| 補助金等交付団体 | 3,140 | 168 | 5 |
| 出 資 団 体 | 50 | 14 | 28 |
| 合 計 | 3,190 | 182 | 5 |

3 監査期間

平成20年9月17日から平成21年1月21日まで

（ただし、八丈町、八丈町商工会、八丈島漁業協同組合及び八丈島空港ターミナルビル株式会社は、平成20年5月に実施。大島町、大島町商工会及び伊豆大島漁業協同組合は、平成20年6月に実施。）

4 監査対象範囲

原則として、平成18年度及び平成19年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

| 区 分 | 団 体 | 所 管 局 |
|--------------|--|--|
| 補助金等 交付団体 | <ul style="list-style-type: none">・補助事業等は目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。・補助金等に係る会計経理及び工事は適正に行われているか。 | <ul style="list-style-type: none">・補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。・補助金等交付の方法及び時期は適切か。 |
| 出資団体 | <ul style="list-style-type: none">・団体は出資目的に沿って適切に運営されているか。・事業は費用対効果に配慮して適切に行われているか。・会計経理及び工事・財産の管理は適正に行われているか。・団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。・財務事務に関する内部統制は適切に機能しているか。 | <ul style="list-style-type: none">・団体に対する指導監督は適切に行われているか。 |

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事業の見直しを行うべきものや事務処理を是正・改善すべき事項が認められたので、24団体及び5局に対し、表3のとおり、合計で**64件の指摘及び7件の意見・要望**を行った。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、その目的に沿っておおむね適切に行われている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

| 区分 | 指摘事項 | | | | 意見・要望 事項 | |
|----------------------------------|-----------------------------|----|-----------|----|-------------|---|
| | 団体 | 局 | 局及び 団体 | 計 | | |
| 補助 金 等 交 付 団 体 | 大島町及び八丈町 | | 3 | | 3 | |
| | 大島町商工会及び八丈町商工会 | | | | | |
| | 伊豆大島漁業協同組合及び八丈島漁業協同組合 | | | | | |
| | 学校法人90団体 | 1 | | 4 | 5 | |
| | 東京商工会議所ほか5団体 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 |
| | 財団法人東京都体育協会 | | | | | |
| | 社会福祉法人ナオミの会ほか22団体 | | | 3 | 3 | |
| | 社会福祉法人江寿会ほか22団体 | | | 4 | 4 | |
| | 財団法人東京都中小企業振興公社 | | | | | |
| | 東京都薬剤師国民健康保険組合ほか3団体 | | | | | |
| | 社会福祉法人日本点字図書館ほか3団体 | | | | | |
| | 学校法人日本大学ほか3団体 | | | 3 | 3 | |
| | 日暮里駅整備株式会社ほか1団体 | | | | | |
| | 社団法人鉄道建築協会 | | | | | |
| | 西東京バス株式会社 | | | | | |
| | 社団法人東京都トラック協会 | | | | | |
| | 特定非営利活動法人東京リハビリ・パ・リハビリ招致委員会 | | | | | |
| | 警視庁職員互助組合 | | | | | |
| | 補助金等交付団体計(168団体) | 2 | 5 | 15 | 22 | 1 |
| 出 資 団 体 | 八丈島空港ターミナルビル株式会社 | | | | | |
| | 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター | 3 | 1 | | 4 | |
| | 東京都住宅供給公社 | 7 | 8 | 1 | 16 | 2 |
| | 東京水道サービス株式会社 | 4 | | | 4 | 1 |
| | 株式会社はとバス | | | | | |
| | 財団法人東京都新都市建設公社 | 2 | 1 | | 3 | 2 |
| | 財団法人城北労働・福祉センター | 1 | | | 1 | |
| | 財団法人東京都島しょ振興公社 | 1 | | | 1 | |
| | 財団法人東京都スポーツ文化事業団 | 2 | 1 | 4 | 7 | |
| | 財団法人東京しごと財団 | | 1 | | 1 | 1 |
| | 日本自動車ターミナル株式会社 | | | | | |
| | 財団法人東京都環境整備公社 | 5 | | | 5 | |
| | 東京都道路公社 | | | | | |
| | 東京食肉市場株式会社 | | | | | |
| 出資団体計(14団体) | 25 | 12 | 5 | 42 | 6 | |
| 合計 | 27 | 17 | 20 | 64 | 7 | |

(注) 指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの

(2) 補助金等交付団体の監査結果

補助金等交付団体に行った指摘は、表4のとおり、補助金の返還を求めるべきもの、事務処理の是正・改善を求めたものなど、合計22件である。また、意見・要望は1件である。

(表4) 補助金等交付団体への指摘及び意見・要望事項一覧

| 指 摘 事 項 | 22件 | 掲 載 ページ |
|--|-----|------------|
| 補助金の返還を求めたもの | 13件 | |
| 医療等以外の保健事業に係る補助金の返還を求めるべきもの 【福祉保健局】 | | 12 |
| 子ども家庭支援センター事業に係る補助金の返還を求めるべきもの 【福祉保健局】 | | 13 |
| へき地医療運営事業に係る補助金の返還を求めるべきもの 【福祉保健局】 | | 13 |
| 情報化推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの 【学校法人田村学園、生活文化スポーツ局】 | | 29 |
| 延長保育事業に係る補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人ナオミの会、社会福祉法人東京愛育苑、福祉保健局】 | | 81 |
| 心理ケアに係る補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人子供の家、福祉保健局】 | | 82 |
| 軽費老人ホームへの補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人江寿会、福祉保健局】 | | 122 |
| 介護予防加算等に係る補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人生光会、福祉保健局】 | | 123 |
| 延長保育事業に係る補助金の返還を求めるべきもの 【社会福祉法人至誠学舎東京、福祉保健局】 | | 123 |
| 定期病状報告書等提出業務に係る補助金の返還を求めるべきもの 【学校法人日本大学、学校法人東京医科大学、福祉保健局】 | | 163 |
| がん医療従事者研修事業に係る補助金の返還を求めるべきもの 【学校法人日本大学、福祉保健局】 | | 164 |
| 事務処理の是正・改善を求めたもの | 8件 | |
| 会計処理を適正に行うべきもの 【学校法人日出学園】 | | 29 |
| 就学促進事業に係る補助対象者数の申請を適正に行うべきもの 【学校法人沖永学園、生活文化スポーツ局】 | | 30 |
| 予防接種に係る補助対象者数の申請を適正に行うべきもの 【学校法人大森学園、学校法人駒澤学園、生活文化スポーツ局】 | | 30 |

| | |
|--|-----------|
| 経営相談事業の実績確認を適切に行うべきもの 【東京都商工会連合会、産業労働局】 | 40 |
| 商工会議所に対する検査事務をより実効性のあるものとすべきもの【産業労働局】 | 43 |
| 観光事業調査報告書を関係機関に送付するなど補助事業を適切に行うべきもの 【東京商工会議所】 | 44 |
| 契約手続きを適正に行うべきもの 【社会福祉法人上宮会、福祉保健局】 | 124 |
| その他 | 1件 |
| 非会員の利用促進を求めるなど補助事業の公平性及び有効性を確保すべきもの 【産業労働局】 | 42 |
| 意見・要望事項 | 1件 |
| 専門相談事業の運営を見直すべきもの 【東京商工会議所、産業労働局】 | 45 |

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○経営相談事業の実績確認を適切に行うべきもの

【指摘事項】(p. 40)

小規模事業者を対象とした、経営指導員による経営、金融、税務会計全般についての相談・指導事業に対して、東京都小規模事業経営支援事業費補助金により、経営指導員の人件費の補助を行っているが、経営相談事業の実施について見たところ、経営指導員の出勤簿と指導業務日計表との記載に食い違いが生じている等、相談実績の確認が出来ない事例等が認められた。

(東京都商工会連合会、産業労働局)

○補助金の返還を求めるべきもの

【指摘事項】(p. 123)

社会福祉法人が設置する保育所に交付されている補助金のうち、施設の努力・実績に応じて算定する加算額の算定において、延長保育事業の利用零歳児数を誤って実績報告を提出したため、補助金が過大に交付されている。

(社会福祉法人至誠学舎東京、福祉保健局)

(3) 出資団体の監査結果

出資団体に行った指摘は、表5のとおり、会計処理の是正・改善を求めたものなど、合計42件である。また、意見・要望は6件である。

(表5) 出資団体への指摘及び意見・要望事項一覧

| 指 摘 事 項 | 42件 | 掲 載 ページ |
|--|-----|------------|
| 会計処理の是正・改善を求めたもの | 19件 | |
| 施設整備費補助金について補助金支出の透明性を確保すべきもの 【産業労働局】 | | 201 |
| 資産見返勘定に係る会計処理を適正に行うべきもの 【地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター】 | | 203 |
| 団地建物の滅失等に係る共益費の取扱いを改めるべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 247 |
| 共益費の額を適切に定めるべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 248 |
| 連帯保証人の確保に努めるべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 249 |
| 会計処理を適正に行うべきもの 【東京水道サービス株式会社】 | | 261 |
| 勘定科目の計上基準を定めるべきもの 【東京水道サービス株式会社】 | | 263 |
| 一層の未収金回収に努めるべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】 | | 291 |
| 交付金の算定を適正に行うべきもの 【都市整備局】 | | 292 |
| 健康相談室運営業務委託契約に係る財産管理を適正に行うべきもの 【財団法人城北労働・福祉センター】 | | 313 |
| 会計処理を適正に行うべきもの 【財団法人東京都島しょ振興公社】 | | 325 |
| 埋蔵文化財事業に係る退職給付引当を適切に行うべきもの 【財団法人東京都スポーツ文化事業団】 | | 340 |
| 自動販売機の設置等の取扱いを適正に行うべきもの 【財団法人東京都スポーツ文化事業団、教育庁】 | | 340 |
| 公の施設の撮影等一時占用に係る取扱いを適切に行うべきもの 【財団法人東京都スポーツ文化事業団、生活文化スポーツ局】 | | 341 |
| 埋蔵文化財事業に係る運営費補助金の執行を適正に行うべきもの 【財団法人東京都スポーツ文化事業団、教育庁】 | | 344 |
| 退職給付に係る委託料の支出を適正に行うべきもの 【産業労働局】 | | 366 |
| 未収金管理を適切に行うべきもの 【財団法人東京都環境整備公社】 | | 407 |
| 各会計で負担すべき管理費の計上方法を改めるべきもの 【財団法人東京都環境整備公社】 | | 410 |
| 特別会計の経理について見直すべきもの 【財団法人東京都環境整備公社】 | | 410 |

| 事務処理の是正・改善を求めたもの | 12件 | 掲載ページ |
|---|-----|-------|
| たな卸資産である薬品類の管理記録を適正に行うべきもの 【地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター】 | | 203 |
| 単身死亡について使用権消滅認定を行うよう手続を改めるべきもの 【都市整備局】 | | 228 |
| 無断退去について住宅使用許可の取消を行うよう手続きを改めるべきもの 【都市整備局】 | | 229 |
| 使用許可の終了手続きを速やかに行い、都営住宅を効率的に利用すべきもの 【東京都住宅供給公社、都市整備局】 | | 230 |
| 効果的かつ円滑な滞納整理事務を行うよう委託内容を改めるべきもの 【都市整備局】 | | 231 |
| 駐車場料金の設定手続きを適切に行うべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 240 |
| 会社の内部統制を強化すべきもの 【東京水道サービス株式会社】 | | 263 |
| 工事写真の確認を徹底するとともに、撮影について請負者を適正に指導、監督すべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】 | | 292 |
| 指定管理業務の物品の取扱を適正に行うべきもの 【生活文化スポーツ局】 | | 339 |
| プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの 【財団法人東京都スポーツ文化事業団】 | | 339 |
| 指定管理業務に係る経理区分を適正に行うとともに、事業報告書等の検証を適切に行うべきもの 【財団法人東京都スポーツ文化事業団、教育庁】 | | 342 |
| 固定資産の管理を適切に行うべきもの 【財団法人東京都環境整備公社】 | | 409 |
| 契約事務の是正・改善を求めたもの | 5件 | |
| 産業廃棄物の収集運搬・処分委託契約を適正に行うべきもの 【地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター】 | | 202 |
| 都営住宅管理業務委託に係る委託料を適切に請求すべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 241 |
| 近傍同種家屋調査に係る契約を適切に履行させるべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 246 |
| 工事契約を適正に行うべきもの 【東京水道サービス株式会社】 | | 261 |
| 契約事務を適切にすべきもの 【東京都環境整備公社】 | | 408 |
| その他 | 6件 | |
| 入居時における公平の確保を図るべきもの 【都市整備局】 | | 227 |
| 高齢世帯巡回訪問を適切に行うべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 233 |
| 都営住宅敷地内における無断駐車の是正を徹底すべきもの 【都市整備局】 | | 236 |
| 共用地占拠の是正を速やかに行わせるべきもの 【都市整備局】 | | 238 |
| 境界確認と越境の是正を適切に行うべきもの 【都市整備局】 | | 239 |
| 借上型都民住宅に係る公社の累積損失の改善について方策を検討すべきもの 【都市整備局】 | | 242 |

| 意見・要望事項 | 6件 | 掲載ページ |
|--|----|-------|
| 資金の最低必要残額を定め、余剰資金を計画的に運用すべきもの 【東京都住宅供給公社】 | | 251 |
| 余剰資金を運用できるよう都営住宅等の管理に係る基本協定を見直すべきもの 【都市整備局】 | | 252 |
| 契約の競争性、透明性を確保する方策を検討すべきもの 【東京水道サービス株式会社】 | | 264 |
| 効率的な資金運用に努めるべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】 | | 293 |
| 環境物品等の適切な調達について検討すべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】 | | 295 |
| 事業効果の分析を適切に行い、就業支援をより効果的に行うべきもの 【財団法人東京しごと財団、産業労働局】 | | 367 |

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

○ 交付金の算定を適正に行うべきもの 【指摘事項】（p. 292）

局は、東京都新都市建設公社の受託施行する土地区画整理事業に関する交付金交付要綱に基づき、公社が受託している事業費に対して、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当分を含めて交付金を算定し、交付している。

しかし、公社の消費税の申告書等について見たところ、特定収入割合が5%未満となっており、交付金の対象となっている事業費にかかる消費税相当分は公社の負担となっていないことから、消費税相当分を含めて交付金を算定しているのは適正ではない。

（都市整備局）

○ 環境物品等の適切な調達について検討すべきもの 【意見・要望事項】（p. 295）

都は、公共工事における「環境物品等調達方針（公共工事）」（以下「方針」という）を定めており、この適用範囲は都の監理団体の施行する工事も含むとされている。

公社における工事で使用しているコンクリート二次製品等について見ると、普通ポルトランドセメント（※）を用いた製品が多く使われており、方針において特定調達品目と定められている、CO₂排出量のより少ない高炉セメント等を用いた製品を積極的に使用しないことは適切でない。

（財団法人東京都新都市建設公社）

※自然由来の石灰石や粘土を焼成して製造するセメントで、焼成において多量のCO₂が発生する。